

令和8年度第7回（令和8年7月14日）庁議提案

□審議 ☒報告 □その他

担当部・課：保健福祉部障害福祉課〔内線2473〕

1 件名

石巻市重度心身障害者等医療費助成における特定親族特別控除の追加について

2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）**【背景】**

本市では、宮城県障害者医療費助成事業補助金を活用し、重度心身障害者等に対して医療費を助成しているが、助成を受けようとする障害者本人、保護者または配偶者・扶養義務者の所得が所得制限限度額を超える場合は、助成の対象外としている。

令和8年1月に施行された所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律において特定親族特別控除が創設されたことに伴い、宮城県障害者医療費助成事業補助金交付要綱の所得の範囲及びその額の計算方法の控除項目に特定親族特別控除を追加する改正が行われた。

【目的】

県の要綱改正に合わせ、本市においても重度心身障害者等医療費助成事業における所得の範囲及び所得の額の計算方法に特定親族特別控除を追加したもの。

3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性**【根拠法令：☒有 □無】**

所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）

宮城県障害者医療費助成事業補助金交付要綱

石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例（平成17年条例第143号）

石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則（平成17年規則第90号）

【総合計画の位置付け：□有 ☒無】**【個別計画の位置付け：□有 ☒無】****4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）**

令和7年 4月 所得税法等の一部改正（令和7年法律第13号）（令和8年1月1日施行）

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部改正（令和7年法律第7号）
（令和8年1月1日施行）

令和8年 5月 宮城県障害者医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正
（令和8年10月1日施行）

5 主な内容

重度心身障害者等医療費助成の受給資格の更新時期に合わせ、別紙のとおり、令和8年10月1日付で所得の範囲及び所得額の計算方法の控除項目に特定親族特別控除を追加するもの。

6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

重度心身障害者に対する医療費助成について、適切な支給が図られる。

【市財政への負担】

助成見込延件数 0 件

助成見込額 0 円

控除が追加されたことによる新たな財政負担はない見込み

参考：令和 8 年度当初予算

助成見込延件数 81,600 件

助成見込額 300,000,000 円

（財源）宮城県障害者医療費助成事業補助金 県 1/2、一般財源 1/2

7 他の自治体の政策との比較検討

県内他自治体においても同様に改正予定

8 今後の予定及び施行予定年月日

令和 8 年 7 月 石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正
（施行予定年月日：令和 8 年 10 月 1 日施行）

9 その他

石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

新							旧										
		障害者が20歳未満（達する月を含む。）			障害者が20歳以上（達した月を除く。）					障害者が20歳未満（達する月を含む。）			障害者が20歳以上（達した月を除く。）				
		保護者	配偶者	扶養義務者	本人	配偶者	扶養義務者			保護者	配偶者	扶養義務者	本人	配偶者	扶養義務者		
① 所得の合計額		ア 総所得金額（注１）、退職所得金額及び山林所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第32条第１項）					① 所得の合計額					ア 総所得金額（注１）、退職所得金額及び山林所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第32条第１項）					
		イ 土地等に係る事業所得の金額（地方税法附則第33条の３第１項）										イ 土地等に係る事業所得の金額（地方税法附則第33条の３第１項）					
		ウ 長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額（地方税法附則第34条第１項及び同法附則第35条第１項）（注２）										ウ 長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額（地方税法附則第34条第１項及び同法附則第35条第１項）（注２）					
		エ 先物取引に係る雑所得等の金額（地方税法附則第35条の４第１項）										エ 先物取引に係る雑所得等の金額（地方税法附則第35条の４第１項）					
② 控除額	社会保険料控除	80,000円			控除相当額	80,000円			② 控除額	社会保険料控除	80,000円			控除相当額	80,000円		
	雑損控除	控除相当額						雑損控除		控除相当額							
	医療費控除																
	小規模企業共済等掛金控除																
	配偶者特別控除																
	特定親族特別控除																
	障害者控除	障害者１人につき270,000円				障害者１人につき270,000円				障害者控除	障害者１人につき270,000円				障害者１人につき270,000円		
	特別障害者控除	障害者１人につき400,000円				障害者１人につき400,000円				特別障害者控除	障害者１人につき400,000円				障害者１人につき400,000円		
	寡婦控除	270,000円		270,000円			270,000円			寡婦控除	270,000円		270,000円			270,000円	
	ひとり親控除	350,000円		350,000円			350,000円			ひとり親控除	350,000円		350,000円			350,000円	
	勤労学生控除	270,000円						勤労学生控除		270,000円							
	肉用牛の売却による事業所得に係る道府県民税の免除に相当する額	免除所得額						肉用牛の売却による事業所得に係る道府県民税の免除に相当する額		免除所得額							
所得の額		① － ②					所得の額		① － ②								

1 特定親族特別控除

特定親族特別控除（大学生年代の子等に関する特別控除）		
特定親族の合計所得金額（給与収入換算）		所得税 住民税
58 万円超～ 85 万円以下（123 万円超 150 万円以下）		6 3 万円
85 万円超～ 90 万円以下（150 万円超 155 万円以下）		6 1 万円
90 万円超～ 95 万円以下（155 万円超 160 万円以下）		5 1 万円
95 万円超～100 万円以下（160 万円超 165 万円以下）		4 1 万円
100 万円超～105 万円以下（165 万円超 170 万円以下）		3 1 万円
105 万円超～110 万円以下（170 万円超 175 万円以下）		2 1 万円
110 万円超～115 万円以下（175 万円超 180 万円以下）		1 1 万円
115 万円超～120 万円以下（180 万円超 185 万円以下）		6 万円
120 万円超～123 万円以下（185 万円超 188 万円以下）		3 万円

※給与収入換算の金額は、給与収入のみの場合に限る